

手当を振り込みます

児童課 66 11108

児童手当と特例給付の2月期支払分(10月分～1月分)を2月10日(木)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

手当を振り込みます

福祉課 66 11106

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の2月期支払分(11月分～1月分)を2月10日(木)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

市民会館における結婚式業務の廃止

市民会館 67 5151

平成17年4月1日から結婚式業務を廃止いたします。長い間ご利用いただきまして、ありがとうございます。

なお、披露宴会場1・2・3は引き続き、会議室として利用できますのでよろしくお願いたします。

償却資産の申告をお忘れなく

税務課 66 11114

償却資産申告書の提出期限は1月31日です。

事業経営のために使用する機械設備など(償却資産)を取得し、引き続き平成17年1月1日現在所有する方は、申告が必要です。詳しいことは、税務課固定資産税償却資産担当へお問い合わせください。



所得税の還付申告説明(受付)のご案内

税務課 66 11116

住宅借入金等特別控除による還付申告説明(受付)会
対象者 給与所得者で平成16年中に新築または既存住宅を借入金によって取得し、入居している方
とき 2月7日(月)・8日(火)

1回目 午前9時30分開始
2回目 午後1時15分開始
(両日とも開始時間までに)

会場へお越しください。)
ところ 市民体育センター大会議室
必要な書類など

・平成16年分給与所得の源泉徴収票
・住民票の写し

・建物の登記簿謄本または抄本(同時に敷地の取得の場合には土地の分も含む)
・売買契約書または工事請負契約書の写し

・金融機関などからの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
・医療費控除、中途退職など

(住宅借入金等特別控除を除く)による還付申告指導
受付
対象者

・給与所得者で医療費控除を受けようとする方
・中途退職などで年末調整が
できなかった方

・年金受給者の方
とき 2月7日(月)・8日(火)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
来場された方から順次、受け付けます。会場の混雑状況により、受付時間を変更する場合があります。

ところ 市民体育センター第4会議室

必要な書類など

・給与所得、退職所得、公的年金などの源泉徴収票
・国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの年間支払額の分かるもの

・生命保険料や損害保険料などの控除証明書
・配偶者特別控除や扶養控除を受ける方は、その所得が分かるもの

・医療費控除の計算に必要なもの
・平成16年中に医師などに支払った医療費の領収書など(合計をしてみてください)

・保険金などで医療費の補てんがある場合は、その金額の分かるもの
そのほか必要なもの

・印鑑
・確定申告書(会場にも用紙
があります)

・還付金の振込金融機関名と口座番号(申告者名義に限る)

・筆記用具、計算器具
なお、還付申告の方は、2月15日(火)以前でも申告書を提出することができます。

問合せ 豊橋税務署個人課税
部門 05325262

01

お気軽にご相談ください。相談は無料。秘密厳守です。

名称	とき	ところ	相談員	問合せ先
人権相談 行政相談 よろず相談	2月2日(水) 午前10時～午後4時	市民相談室	松井慶彦 白川節子	市民課 66 1110
	2月9日(水) 午前10時～午後4時		小林敏弘 金澤佳子	
交通事故相談 (予約制)	2月2日(水) 午後1時～4時		愛知県相談員	

名称	とき	ところ	相談員	問合せ先
法律相談 (予約制)	2月2日(水)・9日(水)・16日(水) 午後1時～4時 予約受付: 2月2日は1月24日(月)、2月9日は1月31日(月)、2月16日は2月7日(月) 午前8時30分からです	市民相談室	弁護士	市民課 66 1110
介護相談	2月14日(月) 午前9時30分～正午		介護相談員	長寿課 66 1176